

介護給付費適正化事業年次計画 大曲仙北広域市町村圏組合

令和7年6月2日

□第9期介護保険事業計画において定めている、当組合の介護給付費適正化事業の目標の達成に向けて、年間の実施計画を策定する。

前年度の実施状況を分析し、翌年度の計画に反映させる。

■令和7年度

		令和6年度実施状況	課題等分析結果	令和7年度実施計画
1. 主要3事業	(1) 要介護認定の適正化	<p>○令和6年度 全調査における保険者調査の実施割合（6,376件/6,873件、92.8%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査項目の解釈及び判断統一のため、保険者による、認定調査票の全件点検を実施した。また、専従調査員の定例会議（年4回）を行い、認定調査項目の解釈等の情報共有を行った。 ・「業務分析データ」については、令和6年度分が未公開であったため、分析・課題把握等は未実施となった。 ・委託認定調査員の調査技能の向上を目的に、保険者主催のスキルアップ研修会を令和7年1月にオンライン会議システム「ZoomMeetings」にて実施した。 【対象：管内居宅介護支援事業所並びに介護保険施設の職員で、調査に従事している方、または従事予定の方】 ・認定調査員向けeラーニングシステム（インターネット上）については、令和6年度にシステム変更が行われており、旧システムからの移行期間であったことから未実施となった。 <p>○要介護認定の判定手順等の適正化・認定審査の平準化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県主催の認定審査会委員研修への出席を各委員に勧め、必要な知識等の習得を促した。 ・認定審査会の各会議体において、担当の事務局職員が、適宜必要な情報の提供や審査判定手順の是非の確認等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正な認定調査を継続して実施するために、①保険者点検・指導の継続及び研修会開催等による委託調査員の調査技能向上を図る。 ②令和6年度及び令和7年度の「業務分析データ」の公開後、データの確認・当保険者における課題の把握・検証を実施し、専従調査員の認定調査の質の向上、認定調査の平準化を図る。 ③認定調査員向けeラーニングシステムについて、新システムへの移行が完了し、受講環境が整備され次第、全ての専従調査員・委託調査員に対して受講を促し、認定調査についての理解を深める。 <p>・適正な認定審査を継続して実施するために、認定審査会における審査判定手順の確認等により、認定審査の平準化を図る。また、令和7年度からは、審査会において新たにオンライン開催を実施することから、円滑に進めるために、各担当職員による手順の確認等を行っていく。</p> <p>以上の取り組みが必要と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目の解釈及び判断統一のため、引き続き保険者による、認定調査票の全件点検を実施する。また、専従調査員の定例会議（年4回）を行い情報共有する。 ・委託調査員の調査技能を向上させることを目的とした、保険者主催のスキルアップ研修会（年1回）を開催する。 ・「業務分析データ」を活用し、各調査項目の判断において、全国及び秋田県平均と当保険者の調査結果との比較・確認を行い、当保険者における課題を把握、検証する。 ・インターネット上で提供される認定調査員向けeラーニングシステムを活用し、調査員各々が自身の理解度を把握すると共に、認定調査の技能の向上を図る。また、認定調査担当の職員がシステム上で各調査員のeラーニングシステムの活用（進歩）状況を定期的に確認し、各調査員に対してシステムの活用を促し、必要な知識等の習得の意識づけを行う。 ・要介護認定の判定手順等の適正化・認定審査の平準化を推進するため、①県主催の認定審査会委員研修への出席を積極的に勧め、必要な知識等の習得を各委員に促す。 ②各会議体において、担当の事務局職員が、適宜必要な情報の提供や審査判定手順の是非の確認等を行い、適切な審査会の進行を図る。
	(2) ①ケアプラン点検	<p>○目的</p> <p>ケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかについて、基本となる事項を検証確認しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに、健全なる給付の実施を支援すること。</p> <p>1 点検対象プランの選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ケアプラン分析システムを活用し、指標にもとづいた方法により選定した。（指標はR5と同様） (2) アンケート調査を実施し受検者を選定した。 ・未受検者、受検希望者、実務経験年数。 <p>2 実施件数</p> <p>17件（辞退1件）</p> <p>3 その他</p> <p>・全件オンライン（Zoom）により実施した。</p>	<p>1 受検後のアンケートから</p> <p>○ケアプラン点検を受けて参考になったか。</p> <p>はい 17件（全件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを受けることが目標になっていた。 ・"不安なく、安心した"が多様されており抽象的な部分もあった。具体的でわかりやすく取り組みやすい内容を目標設定していくよう心掛けていきたい。 ・適切なケアマネジメントの手法を改めて確認し、より個別性を高めたプラン作成を実施していくたい。 ・対象に対して改めて深く考え、アセスメントの必要性、聞きもれがあることに気づいた。 <p>○ケアプラン点検を再度受けてみたいか。</p> <p>いいえ 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（いいえの理由）今回も含め2回程受検している。とても為になる点検であったので、多くの介護支援専門員に点検を受ける機会を持ってほしい。 <p>2 分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検後の対象ケアマネジャーに対するアンケートでは点検に対する好意的な意見が殆どであった。概ね所要の目的は達成されたと考える。 ・実施予定件数は18件であったが、辞退が1件あった。 ・「課題分析標準項目の改正」及び「適切なケアマネジメントの手法の理解促進」には、まだ時間が必要である。来年度以降も引き続き取組みをする。 ・オンライン（Zoom）を活用した点検については、大きなトラブルもなく行うことができた。 	<p>○目的</p> <p>過不足のない介護サービスの計画となっているか、及び自立支援に資する計画となっているかについて、検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに健全な介護給付の実施を支援していく。</p> <p>1 今年度の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ケアプラン点検項目マニュアル」の活用 ・「ケアプラン点検支援ツール」の試用 ・「適切なケアマネジメント手法」の手引きの周知 ・「課題分析標準項目の改正」の周知 <p>2 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン（Zoom） <p>3 対象プランの抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ケアプラン分析システムの活用 (2) 介護給付適正化システムの活用 (3) 「ケアプラン点検事業に係る基礎調査」の情報活用 ・未受検者、受検希望者、実務経験年数 (4) 高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための指針 <p>4 実施件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18件 <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の気づき、適切なアセスメント・モニタリングの実施等の効果検証のため面接後アンケートを実施する。 ・点検を記録し、保険者全体で情報共有することにより、点検能力の向上及び地域課題の把握を図る。 ・点検6ヶ月後を目安に、フォローアップアンケートを実施する。 ・県介護支援専門員協会が開催するケアプラン個別点検アドバイザー養成研修等の各種研修に、保険者として協力する。
	(2) ②福祉用具購入及び貸与・住宅改修にかかる調査と点検	<p>○外部のリハビリ専門職と連携し、専門的な意見を聴取しながら下記調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具利用実態調査（購入及び貸与） 利用している福祉用具が利用者の状態に合致しているか、自立に資するものか確認するため、リハビリ専門職同行のもと訪問調査を実施した（1件）。 ・住宅改修の点検 事前申請において現地確認を要するほどに疑義があるケースはなかった事から、計画を変更し、改修後の現地調査を実施した。事前申請との整合性及び利用者の自立に資する改修となつたかを確認するため、リハビリ専門職同行のもと訪問調査を実施した（1件）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ専門職からの専門的な意見に基づき、効果的に実施する事ができた。福祉用具及び住宅改修の妥当性を確認できた事に加えて、同職からの適切な助言により、被保険者が抱える身体的・精神的不安が軽減され、日常生活に対する意欲向上にもつながった。引き続き、リハビリ専門職と連携し点検・調査を実施していく。 	<p>○必要に応じて構成自治体または外部のリハビリ専門職等の職員と連携をとり、専門的な意見を聴取しながら下記2つの調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具利用実態調査 実施方法は前年度同様に、利用している福祉用具が利用者の状態に合致しているか、自立に資するものか確認を要する方を対象とする（見込み件数 2~3件）。 ・住宅改修の点検 実施方法は前年度と同様に、事前申請書類において疑義のあるケースについて現地確認を実施する（見込み件数 2~3件）。
	(3) 医療情報との窓口・縦覧点検	<p>○前年度に引き続き、国保連への委託により実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所から過誤等の問い合わせの際は、解釈について説明するなど適切な請求への意識付けを促す事ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連からの適正化情報を活用し、適正な請求へと指導する事ができている。保険者の事務の効率化にもなっているため、引き続き国保連への委託により実施していく。 	<p>○前年度に引き続き、国保連への委託を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の過誤等の問い合わせについては、解釈について説明するなど引き続き適切な請求への意識付けを促していく。 ・保険者として引き続き適正化情報等を活用しながら点検を実施していく。
2. 任意事業	(1) 適正化システムの活用	<p>○介護給付の適正性を確認するため、国保連の適正化システムを活用し、算定間違いに対する指摘や不正請求の抑止に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムから出力される帳票をもとに確認リストを作成し、過去の実績について点検を行った。 ・軽度者の福祉用具貸与及び短期入所サービスの長期連続利用の状況については、事業所から提出された各種書類と帳票とを窓口・確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正化システム及び国保連から提供される帳票をもとに過去の実績について点検を行い、必要に応じて過誤調整する事で適正な給付につなげる事ができている。軽度者の福祉用具貸与及び短期入所サービスの長期連続利用についても、帳票を活用する事で効率的に窓口・確認する事ができた。引き続き、適正化システムを活用しながら給付の適正性を維持していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な介護給付が行われているかを確認するため、国保連の適正化システムを活用し、算定間違いに対する指摘や不正請求の抑止に努める。 ・認知症利用者と利用サービスの状況等、システムから出力される各種帳票をもとに確認リストを作成し、3ヶ月に一度以上の頻度で過去の実績について点検を行い、必要に応じて過誤調整等を行う。 ・軽度者への福祉用具貸与の状況、短期入所サービスの長期連続利用の状況については、事業所から提出された各種書類と帳票とを窓口し、必要に応じて指導を行う。
	(2) 介護給付費通知	<p>○介護サービス利用状況や介護保険給付に要する費用について利用者・家族の理解を促す事および事業所の請求の妥当性を担保する事を目的とし、介護サービス等を利用して受取る受取人に給付費通知を送付した。</p> <p>具体的には、令和6年4月～12月の要介護認定更新申請の勧奨通知対象者に、直近3ヶ月の給付実績を記載した通知を送付した（送付件数：2,041件）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族からの問い合わせや過誤に至るケースはなかった事から、適正な介護サービスの利用につながっている事が確認できた。 ・利用した介護サービスの内容については事業所から利用者・家族等に毎月送付されている事を踏まえると、介護サービス利用状況、費用について周知される機会は十分に確保されていると考えられる。 	<p>○介護サービス利用状況や介護保険給付に要する費用について利用者・家族の理解を促す事および事業所の請求の妥当性を担保する事を目的とし、介護サービス等を利用して受取る受取人に給付費通知を送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月～12月の要介護認定更新申請の勧奨通知対象者に直近3ヶ月の給付実績が記載された通知を送付する。